

令和7年度【家庭用生ごみ処理機等】 墨田区地球温暖化防止設備購入助成制度

申請受付期間 購入後の申請となります。

生ごみ処理機等の購入日の翌日から6か月以内

令和7年度の申請受付期間は、令和7年7月1日～令和8年2月27日です。予算額に達した場合はその時点で受付を終了します。

助成対象機器

家庭用生ごみ処理機・コンポスト（ディスポージャーは対象外）

付属品については、同梱されているものは可能。消耗品など追加で購入するものは対象外。

助成金額

上限20,000円 本体購入金額（税抜き）の2分の1

送料、振込手数料、設置費用、ポイント・クーポンなどの割引額を除いた金額

100円未満切り捨て

助成対象者

墨田区内に住所を有している個人。

住民税を滞納していないこと。

生ごみ処理機の販売・譲渡を目的としていないこと。

申請者は、当該生ごみ処理機の購入者であり、領収書の名義人であり、かつ助成金の振込み口座の名義人であること。

過去に墨田区の当助成金を受けていないこと（同一世帯の方を含む。）

購入後のアンケートに協力できること。

申請の流れ



から まで2週間程度、 から まで1か月半程度かかる見込みです。

申請に必要な書類

様式（書類の名称の最後に 印がついているもの）は、区のホームページから印刷できます。

証明書類は直近 3 か月以内に発行されたものを提出してください。

地球温暖化防止設備購入助成金交付申請書（第 1 号様式）	購入日の翌日から 6 か月以内の生ごみ処理機等が対象です。
領収書等の写し	購入日、購入品名、購入金額、販売店名、購入者の氏名が記載されている領収書の写しを提出してください。
納税確認書類 滞納がある場合は、受付できません。	<ul style="list-style-type: none">・令和 6 年度分住民税納税証明書・令和 6 年度分住民税非課税証明書・同意書（様式あり） いずれか 1 部 令和 6 年 1 月 1 日時点で墨田区に住民票がある方は、「同意書」をご提出いただくことにより、課税・納税状況を環境保全課で調べることができます。

申請内容によって、上記に記載のない書類をご提出いただく場合があります。

申請書提出にあたってのご注意

申請は、当該生ごみ処理機の購入日の翌日から 6 か月以内まで受け付けますが、助成金交付決定はその通知書をもって決定します。

申請に必要な書類を、環境保全課の窓口へ直接ご持参いただくか、専用フォームからの電子申請をご利用ください。電子申請については、申請フォーム QR コードからお申込みください。申請様式は HP 用 QR コードからダウンロードしてください。（郵送不可、郵送された場合は料金着払で返送します。）



申請フォーム QR コード



HP 用 QR コード

様式に決まりがないものは、全て A 4 サイズの用紙で提出してください。

申請書等の記入にあたり、摩擦で消える筆記具や修正液・テープは使用しないでください。

助成金交付決定後に地球温暖化防止設備（家庭用生ごみ処理機等）購入助成金交付決定通知書を送付します。同通知書到着後に請求手続きを行ってください。請求方法は同通知書にご案内を同封します。

【担当・問合せ先】

墨田区環境保全課 環境管理担当

〒130-8640 墨田区吾妻橋 1-23-20

TEL:03-5608-6207

Email:KANKYOU@city.sumida.lg.jp